

令和6年1月20日開会

## 下北地域広域行政事務組合議会

### 第71回臨時会提案理由



ただいま上程されました4議案について、提案理由及び内容の概要を御説明申し上げ、御審議の参考に供したいと存じます。

はじめに、議案第13号 下北地域広域行政事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてですが、本案は、青森県人事委員会の県職員の給与に関する勧告に鑑み、組合職員の給料月額、寒冷地手当の額並びに期末手当及び勤勉手当の支給割合を改定するためのものであります。

次に、議案第14号及び議案第15号についてですが、これら2議案は、青森県市町村職員退職手当組合及び青森県市町村総合事務組合について、構成団体であります西北五環境整備事務組合が来年3月31日をもって解散することに伴い、組合を組織する地方公共団体の数の減少及び組合規約の変更について、関係地方公共団体と協議するためのものであります。

次に、議案第16号 令和6年度下北地域広域行政事務組合一般会計補正予算についてですが、本案は、1億1,935万4,000円の増額補正であります。これにより補正後の歳入歳出予算総額は70億2,302万9,000円となります。

まず、歳出の主なものについてですが、総務費では給与改定による人件費を増額しております。

衛生費では人事異動等による人件費を減額しておりますほか、処理困難物等処理費を増額しております。

消防費では給与改定による人件費を増額しております。

続きまして、歳入の主なものについてですが、歳出との関連において分担金及び負担金等を増額しております。

諸収入では、リサイクル資源物売却金の雑入を増額しております。

以上をもちまして、上程されました4議案について、その大要を申し上げましたが、細部につきましては、議事の進行に伴いまして

御質問により詳細御説明申し上げます。

何とぞ慎重御審議の上、原案どおり御議決賜りますようお願い申し上げる次第であります。



令和 6 年 1 月 20 日開会

下北地域広域行政事務組合議会  
第 71 回臨時會議案



## 目

## 次

議案第13号	下北地域広域行政事務組合職員の給与に関する条例の一部を 改正する条例	3
議案第14号	青森県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の 減少及び青森県市町村職員退職手当組合規約の変更について	15
議案第15号	青森県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少 及び青森県市町村総合事務組合規約の変更について	17
議案第16号	令和6年度下北地域広域行政事務組合一般会計補正予算	19



## 議案第 13 号

### 下北地域広域行政事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

下北地域広域行政事務組合職員の給与に関する条例の一部を次のように改正したいので、地方自治法第 96 条第 1 項第 1 号の規定により、議会の議決を求める。

令和 6 年 1 月 20 日提出

下北地域広域行政事務組合管理者 山本知也

#### 提案理由

青森県人事委員会の県職員の給与に関する勧告に鑑み、組合職員の給料月額、寒冷地手当の額並びに期末手当及び勤勉手当の支給割合を改定するためのものである。

## 下北地域広域行政事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

(下北地域広域行政事務組合職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 下北地域広域行政事務組合職員の給与に関する条例（平成元年下北地域広域行政事務組合条例第24号）の一部を次のように改正する。

第23条第2項中「期末手当基礎額に」の次に「、6月に支給する場合には」を、「100分の122.5」の次に「、12月に支給する場合には100分の127.5」を加え、同条第3項中「100分の122.5」を「100分の122.5」とあり、及び「100分の127.5」に改める。

第24条第2項の表中「17,800円」を「19,800円」に、「10,200円」を「11,400円」に、「7,360円」を「8,200円」に改める。

第25条第2項第1号中「加算した額に」の次に「、6月に支給する場合には」を、「100分の97.5」の次に「、12月に支給する場合には100分の107.5」を加え、同項第2号中「勤勉手当基礎額に」の次に「、6月に支給する場合には」を、「100分の47.5」の次に「、12月に支給する場合には100分の52.5」を加える。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1 (条例第3条関係)

## 行政職給料表

職員の区分	職務の級 号 級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
		給料月額						
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	1	183,500	230,000	261,300	287,300	309,800	335,000	373,400
	2	184,600	231,500	262,300	288,900	311,500	336,900	376,000
	3	185,800	233,000	263,300	290,400	313,200	338,700	378,300
	4	186,900	234,500	264,300	291,900	314,700	340,500	380,500
	5	188,000	236,000	265,300	293,400	316,100	342,200	382,400
	6	189,700	237,500	266,300	294,900	317,400	343,900	384,700
	7	191,300	239,000	267,300	296,300	318,700	345,500	386,800
	8	192,900	240,500	268,300	297,600	320,000	347,200	388,800
	9	194,500	242,000	269,300	298,800	321,300	348,800	390,800
	10	196,200	243,400	270,300	300,300	323,100	350,500	393,100
	11	197,800	244,800	271,300	301,800	324,900	352,100	395,300
	12	199,400	246,200	272,300	303,200	326,600	353,700	397,500
	13	201,000	247,400	273,300	304,600	328,300	355,200	399,700
	14	202,700	248,600	274,300	305,700	330,000	356,900	402,000
	15	204,400	249,800	275,300	306,700	331,700	358,500	404,200
	16	206,100	251,000	276,400	307,900	333,400	360,100	406,500
	17	207,400	252,100	277,400	309,100	335,000	361,700	408,300
	18	209,000	253,200	278,700	310,700	336,700	363,500	410,200
	19	210,600	254,300	280,000	312,300	338,400	365,000	412,100
	20	212,100	255,400	281,200	313,900	340,000	366,600	413,900
	21	213,600	256,400	282,500	315,400	341,500	368,000	415,700
	22	215,200	257,400	283,800	317,000	343,100	369,600	417,500
	23	216,800	258,400	285,000	318,600	344,700	371,200	419,300
	24	218,400	259,400	286,200	320,200	346,200	372,700	421,100
	25	220,000	260,400	287,300	321,700	347,600	374,600	422,700
	26	221,700	261,300	288,500	323,400	349,300	376,500	424,200
	27	223,000	262,200	289,800	325,000	350,900	378,400	425,700
	28	224,300	263,100	291,100	326,600	352,500	380,200	427,200
	29	225,600	263,900	292,400	328,000	353,700	381,700	428,700
	30	226,700	264,700	293,400	329,700	355,200	383,500	430,000
	31	227,800	265,500	294,400	331,400	356,700	385,200	431,300
	32	228,900	266,300	295,500	333,000	358,200	386,800	432,500
	33	230,000	267,000	296,600	334,200	359,900	388,500	433,700
	34	231,100	267,800	297,800	336,100	361,700	389,900	435,000
	35	232,200	268,600	298,900	337,800	363,400	391,300	436,300
	36	233,300	269,300	300,100	339,400	365,100	392,700	437,500

37	234, 400	270, 000	301, 300	340, 900	366, 500	394, 100	438, 700
38	235, 400	270, 800	302, 600	342, 500	367, 800	395, 300	439, 500
39	236, 400	271, 600	303, 900	344, 100	369, 000	396, 500	440, 300
40	237, 300	272, 300	305, 200	345, 700	370, 400	397, 500	441, 100
41	238, 200	273, 000	306, 500	347, 400	371, 500	398, 600	441, 700
42	239, 100	273, 800	307, 800	349, 200	372, 400	399, 800	442, 300
43	239, 900	274, 600	309, 100	351, 000	373, 400	400, 900	442, 900
44	240, 700	275, 300	310, 400	352, 800	374, 500	402, 000	443, 500
45	241, 400	276, 000	311, 700	354, 300	375, 300	402, 700	444, 200
46	242, 000	276, 700	313, 000	355, 700	376, 200	403, 400	445, 000
47	242, 600	277, 400	314, 300	357, 100	377, 100	404, 100	445, 400
48	243, 200	278, 100	315, 400	358, 500	377, 900	404, 800	446, 100
49	243, 800	278, 800	316, 300	360, 000	378, 700	405, 400	446, 600
50	244, 400	279, 500	317, 600	360, 800	379, 500	406, 000	447, 000
51	245, 000	280, 200	318, 900	361, 800	380, 300	406, 500	447, 400
52	245, 500	280, 900	320, 200	362, 800	381, 000	406, 900	447, 800
53	246, 000	281, 500	321, 400	363, 700	381, 700	407, 300	448, 200
54	246, 400	282, 200	322, 700	364, 800	382, 400	407, 500	448, 600
55	246, 700	282, 800	323, 900	365, 700	383, 100	407, 800	449, 000
56	247, 000	283, 500	325, 100	366, 700	383, 800	408, 100	449, 300
57	247, 300	284, 100	326, 400	367, 600	384, 300	408, 400	449, 600
58	247, 600	284, 800	327, 500	368, 300	384, 900	408, 700	450, 000
59	247, 900	285, 400	328, 600	369, 000	385, 500	409, 000	450, 300
60	248, 200	286, 100	329, 700	369, 600	386, 200	409, 300	450, 600
61	248, 500	286, 700	330, 400	370, 000	386, 600	409, 500	450, 900
62	248, 800	287, 400	331, 300	370, 600	387, 200	409, 800	
63	249, 100	288, 000	332, 000	371, 300	387, 800	410, 100	
64	249, 400	288, 500	332, 800	372, 000	388, 300	410, 400	
65	249, 700	289, 000	333, 600	372, 300	388, 700	410, 600	
66	250, 000	289, 600	334, 000	373, 000	389, 300	410, 900	
67	250, 300	290, 100	334, 600	373, 700	389, 900	411, 200	
68	250, 600	290, 700	335, 300	374, 300	390, 400	411, 500	
69	250, 900	291, 200	336, 100	374, 600	390, 800	411, 700	
70	251, 200	291, 700	336, 800	375, 100	391, 300	412, 000	
71	251, 500	292, 300	337, 500	375, 700	391, 800	412, 300	
72	251, 800	292, 900	338, 100	376, 300	392, 400	412, 500	
73	252, 100	293, 400	338, 600	376, 600	392, 700	412, 700	
74	252, 400	293, 900	339, 200	377, 200	393, 100	413, 000	
75	252, 700	294, 300	339, 700	377, 900	393, 500	413, 300	
76	253, 000	294, 600	340, 300	378, 500	393, 900	413, 500	
77	253, 300	294, 800	340, 600	378, 900	394, 200	413, 700	
78	253, 600	295, 100	341, 100	379, 400	394, 500	414, 000	

79	253,900	295,300	341,500	380,000	394,800	414,300	
80	254,200	295,600	341,900	380,500	395,000	414,500	
81	254,500	295,800	342,300	381,000	395,200	414,700	
82	254,800	296,000	342,800	381,600	395,500	415,000	
83	255,100	296,300	343,300	382,100	395,800	415,300	
84	255,400	296,500	343,800	382,400	396,000	415,500	
85	255,700	296,800	344,100	382,800	396,200	415,700	
86	256,000	297,100	344,500	383,300	396,500		
87	256,300	297,400	344,900	383,700	396,800		
88	256,600	297,700	345,300	384,100	397,000		
89	256,900	298,000	345,600	384,500	397,200		
90	257,200	298,300	346,000	385,000	397,500		
91	257,500	298,600	346,400	385,400	397,800		
92	257,800	299,000	346,800	385,800	398,000		
93	258,100	299,200	347,000	386,100	398,200		
94		299,400	347,400	386,600			
95		299,700	347,800	387,000			
96		300,100	348,200	387,400			
97		300,300	348,400	387,700			
98		300,600	348,800	388,200			
99		301,000	349,200	388,600			
100		301,400	349,500	389,000			
101		301,600	349,800	389,300			
102		301,900	350,200				
103		302,200	350,600				
104		302,500	351,000				
105		302,700	351,500				
106		303,000	351,900				
107		303,300	352,300				
108		303,600	352,700				
109		303,800	353,200				
110		304,200	353,600				
111		304,600	353,900				
112		304,900	354,200				
113		305,100	354,700				
114		305,300					
115		305,600					
116		306,000					
117		306,200					
118		306,400					
119		306,700					
120		307,000					

	121		307,400					
	122		307,600					
	123		307,900					
	124		308,200					
	125		308,500					
定 年 前 再 任 用 短 時 間 勤 务 職 員		基 準 給料月額						
		円 192,000	円 219,500	円 260,000	円 279,700	円 294,900	円 320,600	円 362,700

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。ただし、第27条から第27条の3までの規定により給与を受ける職員を除く。

別表第2 (条例第3条関係)

## 消 防 職 給 料 表

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
	号給	給料月額							
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	1	211,600	232,600	255,500	290,400	320,000	342,400	364,800	393,500
	2	214,000	234,800	257,500	291,700	321,700	344,100	366,500	395,300
	3	216,400	237,000	259,700	293,000	323,400	345,700	368,200	397,000
	4	218,800	239,200	261,900	294,200	325,100	347,300	369,900	398,700
	5	221,200	241,400	264,000	295,400	326,600	348,900	371,600	400,300
	6	223,600	243,400	265,300	296,400	328,000	350,000	373,200	401,800
	7	226,000	245,400	266,600	297,400	329,300	351,100	374,800	403,300
	8	228,200	247,200	267,900	298,300	330,600	352,200	376,400	404,800
	9	230,400	249,000	269,200	298,900	331,900	353,300	377,900	406,200
	10	232,500	250,700	270,500	299,600	333,400	355,000	379,500	407,800
	11	234,600	252,400	271,800	300,300	334,900	356,700	381,100	409,400
	12	236,600	253,800	273,100	301,000	336,400	358,300	382,600	410,900
	13	238,600	255,200	274,400	301,700	337,900	359,900	384,100	412,400
	14	240,600	257,000	275,600	302,400	339,300	361,600	385,800	414,500
	15	242,600	258,400	276,700	303,100	340,600	363,200	387,500	416,500
	16	244,200	259,900	278,200	303,700	341,900	364,800	389,200	418,600
	17	245,800	261,400	279,500	304,400	343,200	366,400	390,700	420,300
	18	247,300	262,600	280,800	305,200	344,800	368,000	392,300	421,900
	19	248,800	263,800	282,100	305,900	346,400	369,600	393,900	423,500
	20	250,300	264,900	283,300	306,700	348,000	371,200	395,500	425,000
	21	251,800	266,200	284,500	307,400	349,500	372,800	397,100	426,500
	22	253,400	267,400	285,100	308,200	351,100	374,400	398,700	428,100
	23	254,900	268,700	285,700	309,200	352,700	376,000	400,300	429,500
	24	256,400	270,000	286,300	310,100	354,200	377,600	401,900	430,900
	25	257,900	271,400	286,800	311,000	355,700	379,200	403,400	432,000
	26	259,100	272,800	287,400	312,300	357,300	380,800	405,400	433,400
	27	260,300	274,100	288,000	313,600	358,900	382,400	407,400	434,900
	28	261,500	275,400	288,500	314,900	360,400	384,000	409,400	436,400
	29	262,700	276,400	289,000	316,200	361,900	385,600	410,900	437,700
	30	264,000	277,700	289,600	317,700	363,500	387,200	412,600	439,400
	31	265,300	279,000	290,100	319,000	365,100	388,900	414,200	441,000
	32	266,600	280,200	290,600	320,100	366,700	390,600	415,900	442,600
	33	267,900	281,400	291,100	321,100	368,100	392,300	417,500	444,000
	34	269,400	282,000	291,700	322,300	369,800	394,300	419,000	445,700
	35	270,700	282,600	292,200	323,500	371,500	396,200	420,500	447,400
	36	272,100	283,200	292,700	324,600	373,100	398,100	421,900	449,000

37	273, 100	283, 700	293, 200	325, 700	374, 700	399, 800	423, 100	450, 400	
38	274, 400	284, 300	293, 800	326, 900	376, 300	401, 200	424, 600	451, 100	
39	275, 700	284, 900	294, 400	328, 100	377, 900	402, 400	426, 100	451, 800	
40	276, 900	285, 500	295, 000	329, 200	379, 600	403, 700	427, 500	452, 500	
41	278, 100	286, 000	295, 700	330, 300	381, 300	404, 700	429, 000	452, 900	
42	278, 700	286, 600	296, 400	331, 500	383, 300	405, 800	430, 300	453, 400	
43	279, 300	287, 200	297, 100	332, 700	385, 300	406, 800	431, 500	454, 000	
44	279, 900	287, 700	297, 800	333, 900	387, 300	407, 800	432, 700	454, 600	
45	280, 300	288, 200	298, 400	335, 100	389, 000	408, 900	433, 700	455, 200	
46	280, 900	288, 700	299, 300	336, 300	390, 700	410, 100	434, 400	455, 900	
47	281, 400	289, 200	300, 100	337, 500	392, 200	411, 200	435, 200	456, 400	
48	281, 900	289, 700	300, 900	338, 700	393, 700	412, 300	435, 900	456, 900	
49	282, 400	290, 300	301, 700	339, 900	394, 900	413, 500	436, 400	457, 400	
50	283, 000	290, 800	302, 800	341, 200	395, 900	414, 300	436, 800	457, 700	
51	283, 500	291, 400	303, 900	342, 400	396, 900	415, 100	437, 200	458, 000	
52	284, 000	292, 000	304, 900	343, 600	397, 900	415, 700	437, 500	458, 400	
53	284, 500	292, 600	305, 900	344, 800	399, 000	416, 200	437, 800	458, 800	
54	285, 100	293, 300	307, 000	346, 200	400, 100	416, 900	438, 100	459, 000	
55	285, 600	294, 000	308, 000	347, 500	401, 200	417, 600	438, 400	459, 300	
56	286, 100	294, 700	309, 100	348, 800	402, 300	418, 200	438, 700	459, 500	
57	286, 600	295, 300	310, 100	349, 700	403, 600	418, 900	438, 900	459, 900	
58	287, 100	296, 200	311, 200	351, 000	404, 400	419, 300	439, 200	460, 100	
59	287, 600	297, 000	312, 300	352, 200	405, 200	419, 900	439, 500	460, 300	
60	288, 100	297, 800	313, 400	353, 400	405, 800	420, 500	439, 800	460, 500	
61	288, 600	298, 600	314, 400	354, 600	406, 300	420, 900	440, 100	460, 900	
62	289, 100	299, 500	315, 500	356, 000	407, 000	421, 300	440, 400		
63	289, 600	300, 400	316, 600	357, 400	407, 700	421, 800	440, 700		
64	290, 100	301, 300	317, 700	358, 800	408, 400	422, 300	441, 000		
65	290, 600	302, 100	318, 700	360, 100	408, 700	422, 800	441, 200		
66	291, 100	303, 000	319, 800	361, 600	409, 400	423, 400	441, 500		
67	291, 600	303, 800	320, 900	363, 100	410, 100	423, 800	441, 800		
68	292, 100	304, 600	322, 000	364, 500	410, 600	424, 200	442, 100		
69	292, 600	305, 500	323, 000	365, 700	411, 000	424, 600	442, 300		
70	293, 100	306, 400	324, 200	367, 100	411, 400	424, 900	442, 600		
71	293, 600	307, 300	325, 400	368, 400	411, 900	425, 200	442, 900		
72	294, 100	308, 200	326, 600	369, 800	412, 400	425, 500	443, 100		
73	294, 600	309, 000	327, 300	370, 900	412, 900	425, 800	443, 300		
74	295, 200	309, 900	328, 600	372, 100	413, 300	426, 100	443, 600		
75	295, 800	310, 800	329, 900	373, 300	413, 800	426, 400	443, 900		
76	296, 300	311, 600	331, 200	374, 500	414, 300	426, 600	444, 200		
77	296, 800	312, 300	332, 500	375, 800	414, 800	426, 800	444, 400		
78	297, 400	313, 200	333, 900	377, 000	415, 300	427, 100	444, 700		

79	298,000	314,100	335,300	378,200	415,900	427,400	445,000	
80	298,600	315,100	336,700	379,300	416,400	427,600	445,300	
81	299,200	316,000	338,000	380,400	416,800	427,800	445,500	
82	299,900	317,100	339,600	381,600	417,400	428,100	445,800	
83	300,600	318,100	341,100	382,700	417,900	428,400	446,100	
84	301,200	319,100	342,600	383,900	418,100	428,600	446,400	
85	301,800	320,000	344,000	385,000	418,400	428,800	446,600	
86	302,500	321,000	345,500	385,600	418,900	429,100		
87	303,200	322,000	347,000	386,100	419,200	429,400		
88	303,900	323,000	348,400	386,600	419,500	429,600		
89	304,600	324,000	349,700	387,200	419,800	429,800		
90	305,400	325,300	350,900	387,800	420,200	430,100		
91	306,200	326,500	352,100	388,400	420,600	430,400		
92	306,900	327,700	353,400	389,000	421,000	430,600		
93	307,400	328,900	354,700	389,300	421,300	430,800		
94	308,300	330,200	356,200	389,800	421,700			
95	309,200	331,400	357,700	390,300	422,100			
96	310,000	332,600	359,100	390,800	422,500			
97	310,800	333,800	360,400	391,200	422,800			
98	311,800	335,100	361,600	391,600	423,200			
99	312,700	336,300	362,700	392,100	423,600			
100	313,600	337,500	363,900	392,600	424,000			
101	314,500	338,900	365,000	393,000	424,300			
102	315,500	339,800	366,100	393,500				
103	316,500	340,800	367,200	394,000				
104	317,400	341,900	368,300	394,500				
105	318,200	343,000	369,500	394,800				
106	318,800	344,100	370,000	395,200				
107	319,400	345,100	370,600	395,700				
108	320,000	346,100	371,200	396,000				
109	320,500	347,300	371,800	396,300				
110	321,000	348,300	372,300	396,800				
111	321,400	349,300	372,700	397,300				
112	321,900	350,200	373,200	397,800				
113	322,700	351,100	373,600	398,100				
114	323,400	352,000	374,000	398,600				
115	324,100	353,000	374,500	399,100				
116	324,700	354,000	375,000	399,600				
117	325,300	355,000	375,400	399,900				
118	326,000	355,400	375,900	400,400				
119	326,700	356,000	376,500	400,900				
120	327,500	356,600	377,000	401,400				

	121	328,100	356,900	377,200	401,800				
	122	328,400	357,300	377,700	402,300				
	123	328,900	357,700	378,200	402,700				
	124	329,400	358,100	378,600	403,200				
	125	329,700	358,500	379,100	403,600				
	126		358,900	379,600					
	127		359,300	380,100					
	128		359,700	380,600					
	129		360,100	380,900					
	130		360,500	381,400					
	131		360,900	381,900					
	132		361,300	382,400					
	133		361,500	382,700					
	134		362,000	383,200					
	135		362,400	383,600					
	136		362,700	384,000					
	137		363,000	384,300					
	138		363,400	384,800					
	139		363,900	385,300					
	140		364,400	385,800					
	141		364,700	386,100					
	142		365,200						
	143		365,700						
	144		366,200						
	145		366,500						
定 年 前 再 任 用 短 時 間 勤 務 職 員		基 準 給料月額							
		円 246,200	円 258,000	円 262,200	円 293,800	円 310,600	円 324,900	円 348,600	円 384,200

備考 この表は、消防正監、消防監、消防司令長、消防司令、消防司令補、消防士長、消防副士長及び消防士に適用する。

第2条 下北地域広域行政事務組合職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第23条第2項中「、6月に支給する場合には100分の122.5、12月に支給する場合には100分の127.5」を「100分の125」に改め、同条第3項中「100分の122.5」とあり、及び「100分の127.5」を「100分の125」に改める。

第25条第2項第1号中「、6月に支給する場合には100分の97.5、12月に支給する場合には100分の107.5」を「100分の102.5」に改め、同項第2号中「、6月に支給する場合には100分の47.5、12月に支給する場合には100分の52.5」を「100分の50」に改める。

#### 附 則

##### (施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の下北地域広域行政事務組合職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、令和6年4月1日から適用する。  
(給与の内払)
- 3 改正後の条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の下北地域広域行政事務組合職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。  
(規則への委任)
- 4 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。



## 議案第14号

青森県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び青森県市町村職員退職手当組合規約の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、令和7年3月31日をもって青森県市町村職員退職手当組合から西北五環境整備事務組合を脱退させ、青森県市町村職員退職手当組合規約を次のとおり変更するものとする。

令和6年12月20日提出

下北地域広域行政事務組合管理者 山本知也

### 提案理由

来年3月31日をもって西北五環境整備事務組合が解散することに伴い、組合を組織する地方公共団体の数の減少及び組合規約の変更について、関係地方公共団体と協議するためのものである。

## 青森県市町村職員退職手当組合規約の一部を変更する規約

青森県市町村職員退職手当組合規約（昭和46年青森県知事許可）の一部を次のように変更する。

別表第1中「西北五環境整備事務組合」を削る。

### 附 則

この規約は、令和7年4月1日から施行する。

## 議案第15号

### 青森県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び青森県市町村総合事務組合規約の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、令和7年3月31日をもって青森県市町村総合事務組合から西北五環境整備事務組合を脱退させ、青森県市町村総合事務組合規約を次のとおり変更するものとする。

令和6年12月20日提出

下北地域広域行政事務組合管理者 山本知也

#### 提案理由

来年3月31日をもって西北五環境整備事務組合が解散することに伴い、組合を組織する地方公共団体の数の減少及び組合規約の変更について、関係地方公共団体と協議するためのものである。

## 青森県市町村総合事務組合規約の一部を変更する規約

青森県市町村総合事務組合規約（平成19年青森県知事許可）の一部を次のように変更する。

別表第1中及び別表第2第8号の項中「、西北五環境整備事務組合」を削る。

### 附 則

この規約は、令和7年4月1日から施行する。

議案第 16 号

令和 6 年度下北地域広域行政事務組合一般会計補正予算

令和 6 年度下北地域広域行政事務組合一般会計予算を補正することについて、地方自治法第 96 条第 1 項第 2 号の規定により、議会の議決を求める。

令和 6 年 12 月 20 日提出

下北地域広域行政事務組合管理者 山本知也

(予算書別紙)





# 下北地域広域行政事務組合議会第 71 回臨時会

## 条例の一部改正議案参考資料新旧対照表



目

次

議案第13号	下北地域広域行政事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表	
	第1条の下北地域広域行政事務組合職員の給与に関する条例の一部改正新旧対照表	5
	.....	
	第2条の下北地域広域行政事務組合職員の給与に関する条例の一部改正新旧対照表	7
	.....	



## 議案第13号資料

### 下北地域広域行政事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

#### 第1条の下北地域広域行政事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改	正	案	現	行
(期末手当)			(期末手当)	
第23条 (略)			第23条 (略)	
2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、 <u>6月に支給する場合には100分の122.5</u> 、 <u>12月に支給する場合には100分の127.5</u> を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。	(1)～(4) (略)		2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の122.5を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。	
3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「 <u>100分の122.5</u> 」とあり、及び「 <u>100分の127.5</u> 」とあるのは「100分の70」とする。	4～6 (略)		(1)～(4) (略)	3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「 <u>100分の122.5</u> 」とあるのは「100分の70」とする。
(寒冷地手当)			(寒冷地手当)	
第24条 (略)			第24条 (略)	
2 寒冷地手当の額は、次の表に掲げる基準日における支給対象職員の世帯等の区分に応じ、同表に掲げる額とする。	世帯等の区分	額	世帯等の区分	額
世帯主である職員	扶養親族のある職員	19,800円	世帯主である職員	扶養親族のある職員
	その他の世帯主である職員	11,400円		その他の世帯主である職員
その他の職員		8,200円	その他の職員	7,360円
3・4 (略)			3・4 (略)	

改	正	案	現	行
<p>(勤勉手当)</p> <p>第25条 (略)</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が規則で定める基準に従つて定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、当該任命権者の所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、正当な理由があると管理者が認める場合を除き、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額を加算した額に、<u>6月に支給する場合には100分の97.5</u>、<u>12月に支給する場合には100分の107.5</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に、<u>6月に支給する場合には100分の47.5</u>、<u>12月に支給する場合には100分の52.5</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>3～5 (略)</p>			<p>(勤勉手当)</p> <p>第25条 (略)</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が規則で定める基準に従つて定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、当該任命権者の所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、正当な理由があると管理者が認める場合を除き、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額を加算した額に100分の97.5を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に100分の47.5を乗じて得た額の総額</p> <p>3～5 (略)</p>	

第2条の下北地域広域行政事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改	正	案	現	行
(期末手当)			(期末手当)	
第23条 (略)			第23条 (略)	
2 期末手当の額は、期末手当基礎額に <u>100分の125</u> を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。			2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、 <u>6月に支給する場合には100分の122.5、12月に支給する場合には100分の127.5</u> を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。	
(1)～(4) (略)			(1)～(4) (略)	
3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「 <u>100分の125</u> 」とあるのは「100分の70」とする。			3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「 <u>100分の122.5</u> 」とあり、及び「 <u>100分の127.5</u> 」とあるのは「100分の70」とする。	
4～6 (略)			4～6 (略)	
(勤勉手当)			(勤勉手当)	
第25条 (略)			第25条 (略)	
2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、当該任命権者の所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、正当な理由があると管理者が認める場合を除き、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。			2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、当該任命権者の所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、正当な理由があると管理者が認める場合を除き、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。	
(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額を加算した額に <u>100分の102.5</u> を乗じて得た額の総額			(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額を加算した額に、 <u>6月に支給する場合には100分の97.5、12月に支給する場合には100分の102.5</u> を乗じて得た額の総額	

改 正 案	現 行
(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に <u>100分の50</u> を乗じて得た額の総額	に支給する場合には <u>100分の107.5</u> を乗じて得た額の総額
3～5 (略)	(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に、 <u>6月に支給する場合には100分の47.5</u> 、 <u>12月に支給する場合には100分の52.5</u> を乗じて得た額の総額 3～5 (略)

議案第 16 号

令和 6 年度

下北地域広域行政事務組合  
一般会計補正予算



## 令和6年度 下北地域広域行政事務組合一般会計補正予算

令和6年度下北地域広域行政事務組合一般会計補正予算は、次に定めるところによる。

### （歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ119,354千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7,023,029千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和6年12月20日

下北地域広域行政事務組合  
管理者 山本知也

第1表

## 歳入歳出予算補正

## 1 歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 分担金及び負担金		5,000,868	97,972	5,098,840
	1 負担金	5,000,868	97,972	5,098,840
5 繰入金		940,961	760	941,721
	1 基金繰入金	940,961	760	941,721
7 諸収入		242,989	20,622	263,611
	2 受託事業収入	227,705	622	228,327
	3 雜入	15,283	20,000	35,283
歳入合計		6,903,675	119,354	7,023,029

## 2 歳出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		99,454	5,688	105,142
	1 総務管理費	98,982	5,688	104,670
4 衛生費		2,503,285	△ 2,261	2,501,024
	1 清掃費	2,503,285	△ 2,261	2,501,024
5 消防費		3,752,414	115,927	3,868,341
	1 消防本部費	349,879	16,969	366,848
	2 消防署費	2,117,753	68,737	2,186,490
	3 消防分署費	846,438	29,599	876,037
	4 非常備消防費	233,313	622	233,935
歳出合計		6,903,675	119,354	7,023,029

## 一般会計補正予算に関する説明書

総括

(歳入)

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計
1. 分担金及び負担金	5,000,868	97,972	5,098,840
5. 繰入金	940,961	760	941,721
7. 諸収入	242,989	20,622	263,611
歳入合計	6,903,675	119,354	7,023,029

(歳出)

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	
				特定財源				
				国・県支出金	地方債	その他		
2. 総務費	99,454	5,688	105,142				5,688	
3. 衛生費	2,503,285	△ 2,261	2,501,024			8,000	△ 10,261	
5. 消防費	3,752,414	115,927	3,868,341				115,927	
歳出合計	6,903,675	119,354	7,023,029			8,000	111,354	

## 歳入

第1款 分担金及び負担金  
第1項 負担金

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
2 総務費負担金	99,425	4,928	104,353	1 総務費負担金	4,928	負担金は、(別表)令和6年度市町村負担金明細書のとおり。
4 衛生費負担金	1,708,556	△ 22,261	1,686,295	1 塵芥処理費負担金	△ 20,426	
				2 し尿処理費負担金	△ 1,835	
5 消防費負担金	2,799,465	115,305	2,914,770	1 消防本部費負担金	16,969	
				2 消防署費負担金	68,737	
				3 消防分署費負担金	29,599	
計	5,000,868	97,972	5,098,840			

第5款 繰入金  
第1項 基金繰入金

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 財政調整基金繰入金	940,961	760	941,721	4 総務費繰入金	760	
計	940,961	760	941,721			

第7款 諸収入  
第2項 受託事業収入

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 消防費受託事業収入	227,705	622	228,327	1 むつ非常備消防費受託事業収入	622	
計	227,705	622	228,327			

第7款 諸収入  
第3項 雜入

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 雜入	15,283	20,000	35,283	1 雜入	20,000	リサイクル資源物売却金
計	15,283	20,000	35,283			

歳入合計	補正前の額	補正額	計	
	6,903,675	119,354	7,023,029	

歳出

第2款 総務費 第1項 総務管理費									(単位 千円)	
目	補正前額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		
				国 県 支 出 金	地 方 債	その 他				
1 一般管理費	94,413	5,688	100,101				5,688	1 報酬 2 給料 3 職員手当 4 共済費 8 旅費 18 負担金補助 及び交付金	374 1,278 2,680 576 20 760	人事給与システム改修負担金
計	98,982	5,688	104,670				5,688			

第4款 衛生費 第1項 清掃費									(単位 千円)	
目	補正前額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		
				国 県 支 出 金	地 方 債	その 他				
1 塵芥処理費	1,038,544	△ 8,426	1,030,118				△ 8,426	2 給料 3 職員手当 4 共済費	△ 3,420 △ 3,268 △ 1,738	
4 処理困難物 等処理費	9,100	8,000	17,100			17,100	△ 9,100	12 委託料	8,000	
5 し尿処理費	683,440	△ 1,835	681,605				△ 1,835	1 報酬 2 給料 3 職員手当 4 共済費	423 △ 1,148 △ 753 △ 357	
計	2,503,285	△ 2,261	2,501,024			17,100	△ 19,361			

第5款 消防費 第1項 消防本部費									(単位 千円)	
目	補正前額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		
				国 県 支 出 金	地 方 債	その 他				
1 本部費	347,351	16,969	364,320				16,969	1 報酬 2 給料 3 職員手当等 4 共済費 8 旅費	△ 4 8,211 6,013 2,773 △ 24	
計	349,879	16,969	366,848			0	16,969			

第5款 消防費  
第2項 消防署費

(単位 千円)

目	補正前額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		
				国庫支出金	地方債	その他				
1 むつ署費	471,472	6,611	478,083				6,611	2 給料	△ 5,413	職員配置換え等により
								3 職員手当等	14,922	
								4 共済費	△ 2,898	
2 大畠署費	253,969	15,852	269,821				15,852	2 給料	5,195	職員配置換え等により
								3 職員手当等	9,231	
								4 共済費	1,426	
3 大湊署費	259,259	17,989	277,248				17,989	2 給料	6,327	職員配置換え等により
								3 職員手当等	10,182	
								4 共済費	1,480	
4 大間署費	275,142	9,709	284,851				9,709	2 給料	4,918	職員配置換え等により
								3 職員手当等	3,930	
								4 共済費	861	
5 東通署費	414,150	18,576	432,726				18,576	2 給料	10,558	職員配置換え等により
								3 職員手当等	6,615	
								4 共済費	1,403	
計	2,117,753	68,737	2,186,490				68,737			

第5款 消防費  
第3項 消防分署費

(単位 千円)

目	補正前額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		
				国県支出国庫	地方債	その他				
1 川内分署費	206,671	9,935	216,606				9,935	2 給料	1,914	職員配置換え等により
								3 職員手当等	7,217	
								4 共済費	804	
2 脇野沢分署費	170,848	12,344	183,192				12,344	2 給料	1,252	職員配置換え等により
								3 職員手当等	10,295	
								4 共済費	797	
4 佐井分署費	167,022	7,320	174,342				7,320	2 給料	2,789	職員配置換え等により
								3 職員手当等	3,088	
								4 共済費	1,443	
計	846,438	29,599	876,037				29,599			

第5款 消防費  
第4項 非常備消防費

(単位 千円)

目	補正前額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		
				国県支出金	地方債	その他				
1 むつ非常備消防費	65,523	622	66,145				622	1 報酬	123	
								3 職員手当等	43	
								4 共済費	56	
								8 旅費	400	
計	65,529	622	66,151				622			

歳出合計	補正前額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源			
				特定財源						
				国県支出金	地方債	その他				
	6,903,675	119,354	7,023,029			17,100	102,254			

## 給 与 費 明 細 書

### 1. 一般職

#### (1) 総括

区分	職員数 (人)	給 与 費			共済費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報酬(千円)	給料(千円)	職員手当等(千円)			
補正後	(1) 296	11,316	1,244,452	844,730	2,100,498	585,656	2,686,154
補正前	(1) 298	10,400	1,212,568	793,501	2,016,469	575,613	2,592,082
比較	(0) △ 2	916	31,884	51,229	84,029	10,043	94,072

職員 手当等 の内訳	区分	扶養手当	通勤手当	特殊勤務 手 当	管 理 職 手 当	期末手当	勤勉手当	寒 冷 地 手 当	住居手当	時 間 外 勤務手当	夜間勤務 手 当	児童手当
		(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)
	本年度	76	24,065	4,328	12,840	284,404	220,316	23,976	24,007	132,133	27,783	36,305
	前年度	54,834	24,259	4,328	12,402	275,909	205,824	22,345	25,569	106,545	27,061	34,425
	比較	△ 54,758	△ 194	0	438	8,495	14,492	1,631	△ 1,562	25,588	722	1,880

#### ア 会計年度任用職員以外の職員

区分	職員数 (人)	給 与 費			共済費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		給 料(千円)	職員手当等(千円)	計(千円)			
補正後	(1) 296	1,244,452	842,388	2,086,840	583,919	2,670,759	
補正前	(1) 298	1,212,568	791,299	2,003,867	573,759	2,577,626	
比較	(0) △ 2	31,884	51,089	82,973	10,160	93,133	

職員 手当等 の内訳	区分	扶養手当	通勤手当	特殊勤務 手 当	管 理 職 手 当	期末手当	勤勉手当	寒 冷 地 手 当	住居手当	時 間 外 勤務手当	夜間勤務 手 当	児童手当
		(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)
	補正後	54,573	23,840	4,328	12,840	283,171	219,432	23,976	24,007	132,133	27,783	36,305
	補正前	54,834	24,030	4,328	12,402	274,734	205,026	22,345	25,569	106,545	27,061	34,425
	比較	△ 261	△ 190	0	438	8,437	14,406	1,631	△ 1,562	25,588	722	1,880

※ ( ) 内は、再任用短時間勤務職員数の外書き

イ 会計年度任用職員

区分	職員数 (人)	給与費				共済費 (千円)	合計 (千円)	備考
		報酬(千円)	給料(千円)	職員手当等(千円)	計(千円)			
補正後	(6) 0	11,316	0	2,342	13,658	1,737	15,395	
補正前	(6) 0	10,400	0	2,202	12,602	1,854	14,456	
比較	(0) 0	916	0	140	1,056	△ 117	939	

職員 手当等 の内訳	区分	扶養手当 (千円)	通勤手当 (千円)	特殊勤務 手当 (千円)	管理職 手当 (千円)	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	寒冷地 手当 (千円)	住居手当 (千円)	時間外 勤務手当 (千円)	夜間勤務 手当 (千円)	児童手当 (千円)
		補正後	0	225	0	0	1,233	884	0	0	0	0
		補正前	0	229	0	0	1,175	798	0	0	0	0
		比較	0	△ 4	0	0	58	86	0	0	0	0

備考1 この表は、報酬又は給料をもつて支弁される会計年度任用職員（事業費支弁に係る職員を含む。）で予算の積算の基礎となつたものについて記載すること。

2 () 内は、会計年度任用の職を占める職員であつて、その一週間当たりの通常の勤務時間が常時勤務を要する職を占める職員の一週間当たりの通常の勤務時間に比し短い職員について外書きすること。

(2) 報酬、給料及び職員手当等の増減額の明細

区分	増減額 (千円)	増減事由別内訳 (千円)	説明	備考
給料	31,884	給与改定に伴う 増減分	38,532	・給与改定 改定率3.25% 給与改定実施時期 令和6年4月 38,532 千円
		その他の増減分	△ 6,648	・職員の異動状況 ・会計年度任用職員以外の職員 会計年度任用職員 補正後 296 人 補正後 6 人 補正前 298 人 補正前 6 人 比較 △ 2 人 比較 0 人
職員手当等	51,229	給与改定に伴う 増減分	26,907	期末手当 9,780 時間外手当 2,434 勤勉手当 14,236 夜間勤務手当 457
		その他の増減分	24,322	・会計年度任用職員以外の職員 扶養手当 △ 261 通勤手当 △ 190 特殊勤務手当 0 管理職手当 438 期末手当 △ 1,343 勤勉手当 170 寒冷地手当 1,631 住居手当 △ 1,562 時間外勤務手当 23,154 夜間勤務手当 265 児童手当 1,880 ・会計年度任用職員 通勤手当 △ 4 期末手当 58 勤勉手当 86 時間外勤務手当 0

(3) 給料及び職員手当の状況

ア 職員一人当たりの給与

区分	一般行政職	医療職（一）	消防職	技能労務職
令和6年12月1日現在	平均給料月額（円）	358,467	-	350,442
	平均給与月額（円）	396,907	-	435,261
	平均年齢（歳）	44.3	-	42.1
令和6年1月1日現在	平均給料月額（円）	351,881	-	341,395
	平均給与月額（円）	404,088	-	428,506
	平均年齢（歳）	48.0	-	41.4

## イ 初 任 給

区 分	一般行政職	医療職(一)	消防職	技能労務職
	(円)	(円)	(円)	(円)
高 校 卒	194,500		221,200	192,500
大 学 卒	225,600	232,500	251,800	

(国の制度)

区 分	一般行政職	医療職(一)	消防職	技能労務職
	(円)	(円)	(円)	(円)
高 校 卒	194,500		221,200	192,500
大 学 卒	225,600	232,500	251,800	

## ウ 級別職員数

区 分	一般行政職			医療職(一)			消防職			技能労務職		
	級	職員数	構成比	級	職員数	構成比	級	職員数	構成比	級	職員数	構成比
		(人)	(%)		(人)	(%)		(人)	(%)		(人)	(%)
令和6年 12月1日 現 在	7級	1	8.4	5級			8級	2	0.6	5級		
	6級	1	8.3	4級			7級	7	2.5	4級		
	5級	3	25.0	3級			6級	15	5.3	3級		
	4級	4	33.3	2級			5級	91	32.2	2級		
	3級	2	16.7	1級			4級	66	23.3	1級		
	2級	1	8.3				3級	45	15.9			
	1級						2級	31	11.0			
							1級	26	9.2			
	計	12	100.0	計	0	0.0	計	283	100.0	計	0	0.0
区 分	一般行政職			医療職(一)			消防職			技能労務職		
	級	職員数	構成比	級	職員数	構成比	級	職員数	構成比	級	職員数	構成比
		(人)	(%)		(人)	(%)		(人)	(%)		(人)	(%)
令和6年 1月1日 現 在	7級	1	7.6	5級			8級	1	0.4	5級		
	6級	2	15.4	4級			7級	9	3.1	4級		
	5級	2	15.4	3級			6級	14	5.1	3級		
	4級	4	30.8	2級			5級	74	26.7	2級		
	3級	2	15.4	1級			4級	76	27.4	1級		
	2級	2	15.4				3級	47	17.0			
	1級		0.0				2級	32	11.6			
			0.0				1級	24	8.7			
	計	13	100.0	計	0	0.0	計	277	100.0	計	0	0.0

(級別の標準的な職務内容)

区 分	8 級	7 級	6 級	5 級	4 級	3 級	2 級	1 級
一般行政職		事務局長	事務局次長	課長	課長補佐	係長	主任	主事
消防職	消防長	消防監	消防司令長	消防司令	消防司令補	消防士長	消防副士長	消防士

## 工昇給

	区分	合計	代表的な職種		
			一般行政職	医療職(一)	消防職
補正後	職員数(A)(人)	296	12		284
	昇給に係る職員数(B)(人)	293	12	0	281
	号級数別内訳	1号給(人)			
		2号給(人)	24	3	21
		3号給(人)	7		7
		4号給(人)	262	9	253
		6号給(人)			
		8号給(人)			
	比率(B)/(A)(%)	99.0	100.0	0.0	98.9
	比率(B)/(A)(%)	99.0	100.0	0.0	98.9
補正前	職員数(A)(人)	298	13		285
	昇給に係る職員数(B)(人)	296	13	0	283
	号級数別内訳	1号給(人)			
		2号給(人)	37	5	32
		3号給(人)	7		7
		4号給(人)	252	8	244
		6号給(人)			
		8号給(人)			
	比率(B)/(A)(%)	99.3	100.0	0.0	99.3
	比率(B)/(A)(%)	99.3	100.0	0.0	99.3

## 才 期末手当・勤勉手当

区分	支給期別支給率		支給率計(月分)	職制上の段階、職務の級等による加算措置	備考
	6月(月分)	12月(月分)			
本年度	(1.150) 2.200	(1.250) 2.350	(2.400) 4.550	有	
前年度	(1.125) 2.175	(1.125) 2.175	(2.250) 4.350	有	
国の制度	(1.175) 2.250	(1.250) 2.350	(2.425) 4.600	有	

※ ( ) 内は、再任用職員の標準的な支給率

## 力 定年退職及び応募認定退職に係る退職手当

区分	20年勤続の者 (月分)	25年勤続の者 (月分)	35年勤続の者 (月分)	最高限度 (月分)	その他の加算措置等	備考
支給率等	24.586875	33.27075	47.709	47.709	・定年前早期退職特例措置 (2%~30%加算) ・職務の級に応じた調整額	
国の制度 (支給率等)	24.586875	33.27075	47.709	47.709	・定年前早期退職特例措置 (2%~45%加算) ・職務の級に応じた調整額	

## キ 特殊勤務手当

区 分	全 職 種	代表的な職種	
		一般 行 政 職	消 防 職
給料総額に対する比率 (%)	0.2	0.0	0.2
支給対象職員の比率 (%) (令和6年12月1日現在)	55.9	0.0	58.3
代表的な特殊勤務手当の名称	支給額の多い手当	—	救急業務手当
	多くの職員に支給 されている手当	—	救急業務手当

## ク その他の手当

区 分	国の制度との異同	差 異 の 内 容
扶 養 手 当	同 じ	
住 居 手 当	同 じ	
通 勤 手 当	異 な る	交通用具による通勤手段のうち、自動車による通勤の場合

(別表)

## 令和6年度 市町村負担金明細書

(単位 千円)

区分 市町村	総務費			衛生費(塵芥処理費)			衛生費(処理困難物等処理費)		
	補正前	補正額	計	補正前	補正額	計	補正前	補正額	計
むつ市	53,202	2,637	55,839	707,146	△ 8,328	698,818	7,400	△ 7,400	0
大間町	9,376	465	9,841	86,953	△ 1,047	85,906	490	△ 490	0
東通村	10,470	519	10,989	83,909	△ 1,007	82,902	870	△ 870	0
風間浦村	6,642	329	6,971	37,106	△ 462	36,644	230	△ 230	0
佐井村	6,781	336	7,117	39,223	△ 482	38,741	110	△ 110	0
野辺地町	5,458	271	5,729	-	-	-	-	-	-
横浜町	2,714	134	2,848	-	-	-	-	-	-
六ヶ所村	4,782	237	5,019	-	-	-	-	-	-
計	99,425	4,928	104,353	954,337	△ 11,326	943,011	9,100	△ 9,100	0

(単位 千円)

区分 市町村	衛生費(し尿処理費)			衛生費合計			消防本部費		
	補正前	補正額	計	補正前	補正額	計	補正前	補正額	計
むつ市	360,299	△ 967	359,332	1,090,770	△ 16,695	1,074,075	211,716	9,458	221,174
大間町	39,160	△ 105	39,055	144,180	△ 1,642	142,538	35,152	2,058	37,210
東通村	45,789	△ 123	45,666	146,390	△ 2,000	144,390	40,067	2,242	42,309
風間浦村	19,204	△ 52	19,152	62,599	△ 744	61,855	24,220	1,595	25,815
佐井村	20,024	△ 54	19,970	65,673	△ 646	65,027	24,606	1,616	26,222
野辺地町	90,553	△ 243	90,310	90,553	△ 243	90,310	-	0	-
横浜町	34,650	△ 93	34,557	34,650	△ 93	34,557	-	0	-
六ヶ所村	73,741	△ 198	73,543	73,741	△ 198	73,543	-	0	-
計	683,420	△ 1,835	681,585	1,708,556	△ 22,261	1,686,295	335,761	16,969	352,730

(単位 千円)

区分 市町村	消防署費			消防分署費			消防費合計		
	補正前	補正額	計	補正前	補正額	計	補正前	補正額	計
むつ市	1,009,578	40,452	1,050,030	415,637	22,279	437,916	1,636,931	72,189	1,709,120
大間町	275,141	9,709	284,850	-	0	-	310,293	11,767	322,060
東通村	409,150	18,576	427,726	-	0	-	449,217	20,818	470,035
風間浦村	-	0	-	187,176	0	187,176	211,396	1,595	212,991
佐井村	-	0	-	167,022	7,320	174,342	191,628	8,936	200,564
野辺地町	-	0	-	-	-	-	-	0	-
横浜町	-	0	-	-	-	-	-	0	-
六ヶ所村	-	0	-	-	-	-	-	0	-
計	1,693,869	68,737	1,762,606	769,835	29,599	799,434	2,799,465	115,305	2,914,770

区分 市町村	合計		
	補正前	補正額	計
むつ市	3,047,428	58,131	3,105,559
大間町	497,847	10,590	508,437
東通村	651,251	19,337	670,588
風間浦村	304,261	1,180	305,441
佐井村	287,418	8,626	296,044
野辺地町	96,266	28	96,294
横浜町	37,619	41	37,660
六ヶ所村	78,778	39	78,817
計	5,000,868	97,972	5,098,840

